3章 施策体系

基本政策1 幼児・学校教育

川崎市の子どもたちが、確かな学力を育て、豊かな人間性やたくましく生きる力を身に 付けることを目指す教育を推進します。また、地域の教育資源や地域人材を教育活動に活 用するとともに、学校経営などに対する保護者等の参加、参画の仕組みを整えることで、 地域に根ざした特色ある学校づくりを推進していきます。さらに、子どもたちの成長に大 きな役割を果たす教職員の力量形成と自己成長を支援するとともに、学校施設・設備につ いては、地域における施設の有効活用も視野に入れた整備と充実を図ります。

基本施策 1-1 子どもたちの健やかな成長の保障

子どものこころとからだが健やかに育つことは、社会の願いです。人間のこころとから だの形成期ともいえる一生で一番大事な時期にある子どもたちが、健やかに成長していく ことができるようにすることが大切です。さらに知識や技能、それらを活用する力、学ぶ ことへのやる気や意欲、自分で考え判断する力、表現する力などからなる確かな学力を身 につけていくことで、すべての子どもたちに「生きる力」をつけることを目指します。

基本施策 1-1 では、子どもたちが生涯にわたって健やかに成長するための基盤となる 力を習得することをねらいとした施策を行うことを目的としています。また、多様な教育 機会を保障するため、障害のある人や外国人、またいじめ・不登校児童生徒等に対する相 談・支援や充実を図ります。

< 展開する施策 >

(1)いのちの教育・こころの教育の一層の推進

これまで川崎市は、「子どもの権利に関する条例」を制定するなど、人権尊重教育に積極 的に取り組み、川崎の教育施策の基礎理念としてきました。この姿勢を継続し、より一層、 子どもたち一人一人が自信と誇りをもって生きていけるよう自尊感情を育むと同時に、他 者を大事にする、ともに生きる力の育成を目指した施策を推進します。

具体的な事業

いのち、こころの教育の推進 重点施策 1 子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を
尊重して生きる姿勢を育みます。また、体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育
成するための教育活動の充実を図ります。人として、してはいけないことや善悪の判断、
基本的なしつけなどについて家庭や地域と連携した取組を推進し、子どもが自信と誇り
を持って生きていける力を育んでいきます。
人権尊重教育の推進 重点施策 1-

「子どもの権利条例」を中心として、川崎市においてこれまで積極的に取り組んできた 人権尊重教育をあらゆる教育活動において、人権尊重を教育の基盤として推進します。ま た、一人ひとりの違いを認め合い、違いが豊かさにつながる社会をめざして、人権共生 教育を推進します。

子どもの権利学習の推進(再掲 1-1-(5)-)

「子どもの権利条例」を踏まえ、子どもたち自身が子どもの権利について理解し、安 心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長できるよう授業の中で子どもの権利 学習を推進します。また、子どもを一人の人間(権利の主体)として尊重し、権利侵害 から守り、自分らしく生きていくことを支えていくために学校・家庭・地域が連携して、 子どもと大人が一緒に子どもの権利について理解を深める機会を提供します。 薬物乱用防止教育の充実

薬物乱用による被害の深刻さや身体に与える影響を、子どもたちに認識させるために 授業や啓発活動を展開するとともに、地域と連携して子どもたちが自ら薬物への接触を 行うことのないよう指導の徹底を図ります。

性に関する教育

家庭・学校・地域が連携し、性に関する基礎的・基本的な内容を、児童生徒の発達段 階に応じて正しく理解させるとともに、同性や異性との人間関係や今後の生活において 直面する性に関する諸課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるよう性教育を 充実していきます。

(2)いじめ・不登校等への対応

いじめの根絶や不登校の減少に向けて、家庭・学校・地域が連携して、早期発見・早期 対応のための体制の充実と不登校児童生徒に対する相談・支援体制を充実します。また、体 罰等の根絶に向けた取り組みを進めます。

具体的な事業

いじめ・不登校対策

教員の学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上とあわせて、スク ールカウンセラーの増員、相談カードの発行など、いじめ・不登校等に対する相談機能 を充実させ、早期発見・解決に向けた取り組みの充実を図ります。

不登校児童生徒に対する相談・支援の充実

不登校児童生徒等に対する指導を行うため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個 別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う適応指導教室の 充実、NPO 法人やフリースペースなどの専門機関等との連携など、登校に課題を抱え る子どもたちに多様な教育機会を提供や相談機能の充実を図り、学校への復帰を促すな ど社会的自立を支援します。

体罰・セクハラの根絶

体罰・セクハラ等の人権侵害を防止するための人権研修及び啓発を充実させ、より人 権意識を高めるとともに関係機関との連携を図ります。また、家庭・学校・地域および 専門家等が連携することで、体罰・セクハラ等に対する相談機能を充実させ、早期発見・ 解決に向けた体制強化を図ります。

(3) 生涯にわたって健やかに生き抜く教育の実現

子どもたちの体力の向上を図るとともに、けが・病気の予防や処置対応および「食」に 関する指導により、自らの健康と食事について感心を持ち、生涯にわたって健やかに生き 抜くための基盤を構築します。

具体的な事業

子どもたちの健康・体力の向上 重点施策 1-

子どもたちの健康や体力・運動能力の状況を体力測定などを行うことで定期的に把握 し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行うとともに、子どもが運動の楽しさ を味わうことのできる授業づくりや運動をする動機づけ等をおこなうことで、子どもた ちの主体的な、健康づくりや基礎体力づくりを支援します。

部活動の充実

学校部活動における外部指導者を導入・拡充したり、市内、地域の各種団体や地域で 活動するスポーツ指導者等と学校の指導者との連携を図ります。また、学校間の連携に よる合同練習の実施を推進します。

健康教育の充実

定期健康診断等を実施し、病気の早期発見や治療に努めるとともに、生涯を通じて健 康を増進し、発病を予防する「一次予防」を重視して、豊かな生涯づくりを目指すため、 特別活動や総合的な学習の時間を活用することで、健康教育を充実します。

子どもたちへの「食」に関する指導の充実

学校給食を通して、バランスのよい食事や正しい食事マナー、食物の大切さなどを理 解し、生涯を健康に過ごすための自己管理能力を身につけられるよう、「食に対する指導」 を学年に応じて、計画的に推進します。

学校給食の充実

小学校給食は、献立内容の充実を図り、衛生面の向上に努め、安全・安心で、おいし い給食を実施していきます。また、給食調理業務の委託にあたっては、保護者や地域の 要望にも応えながら進めていきます。中学校では、ミルク給食を実施するとともに、栄 養バランスに配慮したランチサービス方式を展開します。

(4)確かな学力の育成

揺るぎない基礎・基本の定着、自ら学び、自ら考える学習態度の形成や、思考力、判断力、 表現力などを育成することで、生涯にわたって学び続け、自己実現を図れることを目指し た教育活動を展開します。

具体的な事業

読み・書き・計算等、基礎・基本の徹底 重点施策 1-

子どもたちが、生涯、学び続けるための基本的な力を付けることを目指して、読み書 きや正確に計算する力など、各教科における揺るぎない基礎・基本の定着を図ります。 自ら学ぶ意欲、自ら考える態度の育成 重点施策 1-

子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の 形成を重視した教育を行います。

思考力・判断力等を向上させる学習指導の充実

子どもたちの思考力・判断力等を向上させるための授業の展開や社会体験活動の機会 を充実させます。また、学力が確かなものとなるよう、身につけた知識や技能を総合的 に活用して問題解決する機会や、学習した成果を保護者や地域の人々へ発表する場およ び機会を設けるなどの取組を進めます。

表現力・コミュニケーション能力の向上 重点施策 1-

様々な活動場面において、言語、絵画、音楽、身体等による豊かな表現力を育てることを目指した取組を充実させます。また、好ましい人間関係づくり、対人関係づくり等が図られるよう、社会性の一層の向上を目指した取組を展開します。

「確かな学力」にかかる学習状況調査の導入 重点施策 1-

子どもたちの学習状況を正しく把握するための、学習状況調査を導入します。

調査の導入で以下の成果をめざします。

子どもと保護者に学習状況を伝え、子どもが学習へ取り組む態度や、家庭での学習の改善に役立てます。

学校や教員が子どもたちの学習状況を正確に把握することにより、指導方法やカ リキュラムの検証・改善を図ります。

教育委員会が各学校の教育課題をより正確に把握することにより、それぞれの学校を効果的・効率的に支援することを目指します。

(5)川崎市らしさを生かした授業・学習機会の提供

川崎市が特に力を入れている分野、川崎市の独自性を生かした取組に関する、授業の実施や学習機会の提供を行います。

具体的な事業

読書のまち・かわさき関連事業の推進

図書館運営の助言等を行う図書館コーディネーターの増員、学校図書館ボランティア の育成などによって、学校図書館を充実し有効活用を図る事業を展開します。さらに公 立図書館との連携を強化することにより、子どもの読書習慣の形成等に関する活動をさ らに推進していきます。

音楽のまち・かわさき関連事業の推進

ミューザ川崎シンフォニーホールにおいて、川崎の子どもたちに本物の音楽を聴く機 会を持つことで豊かな感性を育み、音楽を愛好する心情を育てます。また、地域の音楽 家やプロの音楽家の協力を得てよりよい音楽活動を推進します。 21 世紀子どもサイエンス事業の推進

子どもたちの理科離れが危惧されている現在、楽しく面白い科学実験セット(「ワクワ クドキドキ玉手箱」)を製作・運用し、授業の中で活用することで、子どもたちが科学の 面白さや楽しさを体験することで、科学に対する興味・関心をもった子どもを育成しま す。

子どもの権利学習の推進(再掲 1-1-(1)-)

「子どもの権利条例」を踏まえ、子どもたち自身が子どもの権利について理解し、安 心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長できるよう授業の中で子どもの権利 学習を推進します。また、子どもを一人の人間(権利の主体)として尊重し、権利侵害 から守り、自分らしく生きていくことを支えていくために学校・家庭・地域が連携して、 子どもと大人が一緒に子どもの権利について理解を深める機会を提供します。

(6)「生きる力」の向上のための環境づくり

子どもたちが、「生きる力」をより確かに身につけることができるよう、一人ひとりの子 どもたちの学習状況に応じた、きめ細かな学習指導の充実、学習環境の整備に努めます。

具体的な事業

小学校1年生における35人以下学級等の推進 重点施策1-学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の形成、望ましい集団づくりなど、小学 校1年生に対する学習指導・児童指導を充実するために、小学校1年生に対し、学級あ たりの人数を35人以下とし、よりきめ細かな指導ができる体制を推進します。 少人数制指導などきめ細かな学習指導の推進 重点施策1-

基礎・基本の確実な定着を目指し、個に応じたきめ細かな指導を行うための少人数指 導の導入を推進し、習熟度別学習、課題別学習などその内容の充実に努めます。 二学期制の導入検討

二学期制導入検討委員会を設置し、試行校における実施結果を基に川崎市の実情に応 じた二学期制の導入について検討を行います。

(7) 社会の変化に主体的に対応できる能力の育成

様々な社会の変化に対応し、問題を解決する能力を培うことが教育の課題となっていま す。情報化、グローバル化、環境、健康・福祉に係る問題など、様々な社会変革、社会問 題に主体的に対応できる能力を育成するための課題学習等の展開を進めます。

具体的な事業

情報活用能力、情報モラルの育成 インターネットや電子メールなど情報を適切に取り扱うための情報活用能力を向上さ せる授業の展開や、情報を取り扱う際のモラルに関する授業の展開を図ります。 多文化共生教育の推進 外国人教育基本方針を踏まえ、国籍、民族、言語、文化などの違いにかかわらず、す

5

べての人々が互いに人権を尊重し合い、ともに生きる地域社会の創造をめざした教育活動を進めていきます。 小学校での英語活動の推進 小学校での国際理解教育の一環として英語活動の実施、外国人英語講師の派遣、英語 に触れる機会の拡大等を行います。

のぞましい勤労観・職業観の形成

小学校・中学校・高等学校の系統性を図りながら、各段階に応じ、子どもたちに対して 望ましい勤労観・職業観の形成を図ります。

環境教育の推進

担当課と調整中

国際理解教育の推進

担当課と調整中

(8)幼児教育機会の充実

幼児教育を必要とする家庭に、個々のニーズに応じた、かつ、地域に根ざした幼児教育 の機会を提供します。

具体的な事業

私立幼稚園の発展充実

私立幼稚園における障害児の受け入れや預かり保育の拡充を含めた支援を行い、主に 本市の幼児教育を担う私立幼稚園に対し、その機能の発展および充実を図ります。 幼保一元化の検討(再掲 2-1-(1)-)

0歳児から就学前までの一貫した教育・保育のあり方を検討するための検討委員会を 設置し、 幼稚園における預かり保育、 待機児童の減少、 一時保育・休日保育等の 多機能化、 保護者のニーズを探り、本市の実情に応じた幼保一元化の検討を行います。 家庭教育等に関する学級・講座の開催(再掲 2-2-(4)-) 重点施策 1- 、5-

保護者が、子どもの生活習慣や発達過程、親のあり方、地域との関わりなどについて 学習することで、子育てにおける悩みや不安を共有・解消し、家庭の教育力を向上させ ることができるよう、市民館における家庭教育学級の開催や、PTA や自主グループによ る家庭教育学級や子育てに関する勉強会の支援などを行います。

民間保育所の推進(再掲 2-1-(1)-)

他局と調整中

公立保育所サービス向上(再掲 2-1-(1)-)

他局と調整中

(9)特別支援教育の推進

従来の障害児教育の対象だけではなく、LD、ADHD,高機能自閉症等の児童生徒を 含めた障害のある一人一人の教育的ニーズを把握して、適切な教育的支援を行う特別支援 教育を推進します。 また、聾・養護学校は専門性を生かして、特別支援教育の地域センター的な役割を担うな ど機能の拡充を図ります。

具体的な事業

小・中学校における特別支援教育推進体制整備 重点施策 1-

小中学校における特別支援教育の推進のために、校内支援体制づくりをおこなうととも に、通級指導教室の専門性の活用及び巡回相談システム等の整備を進めます。

また、従来の障害児学級在籍の児童生徒に加え、通常級に在籍する LD、ADHD、高機 能自閉症児等の一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うために、特別 支援教室の設置をすすめます。

聾・養護学校の特別支援教育の機能拡充と特色ある学校づくり 重点施策 1-

聾・養護学校は、地域の小中学校を対象とした教育的支援や教職員・保護者からの相談 窓口を備えた特別支援教育のセンター的役割を担い、聾・養護学校を中心とする支援地域 におけるネットワーク体制づくりを進めていきます。

また、2校の養護学校を将来的には総合的(知・肢併置)養護学校として整備し、医療 的ケアについても対応できるよう体制を整えます。

聾・養護学校・重度重複障害児学級の適正配置の検討

(仮称)県立川崎北部方面養護学校の設置に伴う、聾・養護学校や重度重複障害児学級(たんぽぽ学級)の今後あり方に関して、学識経験者や市民を含めた検討委員会を設置して長期的な視野に基づき検討します。

(10)多様な教育機会・支援体制の整備

障害児、外国籍児童生徒、帰国児童生徒、経済的な支援が必要な家庭など、家庭環境や 学習能力、身体能力などに応じて、教育・支援を受けられるような体制づくりを行います。

具体的な事業

義務教育への経済的支援の拡充

経済的に援助が必要な家庭に対して、奨学金制度・児童手当などの充実を図ります。 保護者のための教育相談機能の充実

子育てや教育全般に関する保護者のための相談の充実を図ります。

海外帰国・外国人児童生徒の就学支援・相談体制の充実(再掲 2-2-(2)-)

海外帰国や外国人児童生徒等の学習言語指導及び学力保障を充実させるために、日本 語指導等協力者や帰国・外国人児童生徒教育巡回非常勤講師の派遣や就学相談を充実し ます。また、海外帰国児童生徒の教育に関する専門家との連携を図り、相談機能の充実 を図ります。

学校と家庭の連携・相談の促進(再掲 2-2-(2)-)

子どもの心身の状態や学習態度、友人関係などについて、学校と家庭の間での情報共 有を促進するとともに、学校に対する保護者からの相談の機会を充実させます。 夜間学級の実施 中学校の就学義務年齢を超えたもので、義務教育未修了者のうち、中学校教育課程の 修了を希望する向学心の強い市民に対して、夜間に中学校教育を受ける機会を提供しま す。 基本施策 1-2 地域に根ざした特色ある学校づくり

一人ひとりの子どもや保護者、地域の実態に応じた創意工夫ある教育活動を進めていくと、それぞれの学校には特色が生まれてきます。そのためには、学校だけでなく、保護者、地域住民が連携し、地域特有の教育資源や人材を活用していくことが必要です。また、各学校が地域に開かれ、地域の独自性を生かしながら、地域住民や保護者が教育活動や学校経営に参加、参画しやすい環境づくりを進めていくことが求められています。

基本施策1-3では、幼稚園から高等学校、ろう養護学校にいたる各学校が創意工夫や連携を行いながら、地域、保護者とともに地域に開かれた学校運営が行えるような仕組みを 整えることを目的としています。

< 展開する施策 >

(1) 創意工夫を発揮できる、地域に開かれた学校づくり

各学校が自主的、自律的な運営を行い、地域に開かれた学校づくりを促進するための仕 組みを整備します。

具体的な事業

学校の裁量権の拡大 重点施策 2-

校長がリーダーシップを発揮して、地域に根ざした魅力ある学校づくりを進めるため に、各校の特色や学校経営計画に沿った人材を公募する制度の検討や学校独自予算枠を拡 大することで、人事や予算における学校の裁量権を拡大します。

学校評価システムの確立 重点施策 2-

「計画 実践 評価 改善」のサイクルからなる学校評価システムを確立し、各学校が 自らの課題を明らかにすることによって、行政が的確な支援を行い、自律的な改善を行う ことができる仕組みづくりを進めます。

学校の情報公開の推進 重点施策 2-

学校評価システムを十分に機能させるとともに、教育活動への地域の参加や参画を促進 するため、学校経営計画の公表や授業の公開などにより、保護者や地域への説明責任を果 たしていきます。

学校経営アドバイザーの配置 重点施策 2-

特色ある学校づくりを支援するために、豊富な経験を持つ人材を「学校経営アドバイザ ー」として行政区ごとに配置し、学校経営に関する実務などに関して、直接学校を訪問す るなどの支援を行います。

川崎市教育改革推進協議会(仮称)の設置(再掲 4-1-(2)-) 重点施策 6-

教育関係の学識経験者、教職員、保護者、市民などが、本市における教育改革を推進し ていくにあたっての具体的な課題について調査・研究する場として、川崎市教育改革推進 協議会(仮称)を設置します。 (2)地域教育資源の活用

文化、歴史や伝統、産業、自然環境、人材などの地域の教育資源をいかした元気で活力 ある教育活動を展開するための仕組みや基盤をつくります。

具体的な事業

地域人材等の活用 重点施策 2- 、6-

学校教育に、地域の人材や NPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動をサポートするとともに、教職員とは異なる多様な技能や知識、経験を子どもたちに伝えていきます。

商店街や企業との連携による職場体験学習(就労体験)の推進(再掲 2-3-(2)-) 重点施策 2-

地元の商店街や企業との連携による社会体験や就労体験活動を推進し、子どもたちの 社会や職業などに対する意識を育んでいきます。地元の商店街や企業との連携による社 会体験、就労体験活動を推進し、子どもたちに社会や職業などに対する意識を育んでい きます。

地域のボランティア体験活動の推進(再掲 2-3-(2)-)

地域の住民や各種団体と連携し、医療・福祉施設での看護・介護、公園や道路の清掃、 保育・幼児教育などのボランティア体験活動の場を提供します。

ボランティア等の外部人材の確保

保護者や地域住民の学校教育現場への参加により、教育活動における学習支援や読み 聞かせなどの学校図書館運営を支援する人材を確保し、活用します。また、参加者に対 して研修等を行い、ボランティアの資質向上を目指します。

地域の文化財を活用した学習機会の提供(再掲 3-2-(2)-)

地域における伝統芸能の体験教室の実施や地域の文化財に関する知識を有する地元人 材によるセミナーや講演会を実施します。

地域住民との連携による学校の安全対策の推進

児童生徒に対し、災害や不審者進入等に対する、防災・安全教育を行うとともに、各 学校において危機管理マニュアルの作成や実践的な防災訓練を行うことで緊急時におけ る教職員対応についての共通理解を図ります。これらのことを地域と連携して取り組む ことによって、より効果的な安全体制作りを推進します。

(3)子ども・保護者・地域住民の学校経営への参加促進

地域や保護者の意見や要望を反映し、地域性を生かした教育活動を推進するために、子 ども・保護者・地域住民の学校経営への参加、参画の仕組みを整えます。

具体的な事業

学校教育推進会議の活動促進(再掲 4-1-(1)-) 重点施策 2- 、6-開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と「川崎市子どもの権利に関する 条例」第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教 育推進会議の活動を促進し、さらに多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。 地域運営学校の設立の検討 重点施策 2- 、6-

保護者や地域住民と、校長や教職員が一体となって、責任を共有しながら、地域に開 かれた信頼される学校づくりを進めるために、学校運営などに積極的に関与する地域運 営学校の設立を検討します。設立にあたっては、保護者や地域住民等が委員となり、学 校の運営に関して協議する学校運営協議会を設置する必要がありますが、学校教育推進 会議の活動実績を踏まえて、機運が高まった地域の学校に協議会を設置します。 中学校区地域教育会議との連携

中学校区地域教育会議と連携して、地域の教育力を生かした学校の教育活動を行いま す。

(4)子どもの成長に応じた一貫した教育体制の整備

義務教育期間の9年間や中学校・高等学校の6年間など長期的な視点で教育活動の展開 をはかることで、教育課程や学習環境、学校生活に連続性をもたせ、子どもの成長にあわ せた指導や教育を行います。

具体的な事業

子どもの成長の連続性を考慮した校種間接続の改善重点施策 2-

幼稚園・保育園・小学校・中学校が交流・連携を図り、校種間における教育課程の効 果的な接続や、小学校において中学校の教員が専門性を生かして学習指導を行なったり、 教員の交流を生かした児童生徒指導を充実します。このことにより、子どもたちの成長 に応じた一貫した指導や教育を推進します。

小中一貫教育の検討

小中一貫教育検討委員会(仮称)を設置し、子どもたちの成長を 9 年間という長期的 な視点で捉えた小中一貫教育のあり方を検討します。

中高一貫教育の検討

6年間のゆとりある学校生活と継続した指導を可能にする中高一貫教育については、 中高一貫教育検討委員会を設置し、川崎市におけるあり方と方向性について検討を行い ます。

就学前の一貫した教育・保育カリキュラムの作成

現在の幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、0歳~就学前の全ての子どもの 育ちを支える共通の教育・保育カリキュラムを作成します。

(5)地域に根ざした市立高等学校づくり

各学校の特色化や個性化を進めるとともに、多様な専門学科を有機的につなげ、地域の 総合制高校を目指した市立高等学校間の連携を一層強化します。さらに、高校の教育内容 を広く市民に提供するとともに、地域社会と連携した教育を推進します。

具体的な事業

新たな市立高等学校の創造

定時制課程については再編成を行い、生徒の学習要求や生活スタイルに応じた三部制 定時制課程の開設に取組みます。また、全日制課程については、時代に対応した市立高 等学校をめざし、改編を進めます。

学校間連携の推進

生徒の学びの場を充実させるため、生徒が他の市立高等学校、さらに、大学や専門学 校等での授業が受講できるような学校間連携を推進します。

家庭・地域社会との連携

「学校教育推進会議」を充実することや、「教育ボランティア制度」を導入することな どにより、家庭・地域社会と連携した市立高等学校の教育活動を推進します。

教育内容の市民への提供

生涯学習機会の創出を図るとともに、市立高等学校の教育内容を広く市民に提供する 聴講制度の導入に取り組みます。

また、(仮称)地域学習情報センターを設置し、聴講制度に関する事務等を取り扱いま す。 基本施策 1-3 教職員の力量形成と自己成長

社会の状況が大きく変わり、学校、家庭、地域の連携が進められる中で、教育に求めら れる役割も変化しています。子どもたちの健やかな成長を支えていくために、教職員及び 管理職は、日々、自己の成長のために研修を深め資質や能力を向上させていかなければな りません。子どもの成長に大きな役割を果たす教職員は、人間的魅力を備え、自らの指導 力を高め、学校経営の一翼を担っているという意識を持ち、活力ある教育実践に取り組む ことが必要です。また、保護者や地域住民から信頼される管理職となるには、自らの考え をしっかりと持ち、教職員の先頭に立って学校経営や教育活動に取り組んでいかなければ なりません。

基本施策 1-3 では、教職員が自ら学べる環境を整え、専門性を磨くことで、個々の 指導力を向上させるとともに、教職員が持てる力を充分に発揮していくための施策を行っ ていくことを目的としています。

<展開する施策>

(1)教職員の人事管理制度の再構築

優秀で多様な能力を持った教職員を確保・育成していくために教職員の人事管理制度の 再構築を行います。

具体的な事業

管理職登用制度の見直し 重点施策 3-

リーダーシップを発揮して学校経営や教育活動に取り組み、保護者や地域住民から信頼される管理職を登用するために、登用における公平性や透明性を高めるとともに、民間からの登用なども含めて検討し、活力ある人材登用に努めます。

教職員の採用方法の改善重点施策 3-

人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を採用できるように採用試験の方法等を 改善していきます。

人事評価制度の見直し 重点施策 3-

教職員が、自ら能力を高めて、子どもたちにより効果的な指導を行い、保護者のニーズに柔軟に対応することなどにより、学校全体の教育活動の質的向上が促進されるよう、 人事評価制度を見直します。

(2)実践的な学校・教職員の支援体制づくり

教職員の指導力向上に対するニーズに応えるための研修や相談支援の充実を図るととも に、教職員同士の連携体制構築の支援を行います。

具体的な事業

総合教育センターの機能強化 重点施策 3-

川崎の教育の研究・研修機関として中心的な役割を担う総合教育センターの機能を一層 充実します。学校教育への直接的な支援として、カリキュラムセンター機能の充実を図る とともに、教育相談や情報・視聴覚機能の充実を通して家庭や地域への支援を進め、側面 からも学校を支援していくことに努めます。

教職員に対する専門家等の支援 重点施策 3-

現場の教職員に対して、学級崩壊、不登校などの多様化する教育課題に対する専門家 による支援体制をNPOや関係機関との連携により充実させていきます。

教職員相互の相談・支援体制づくり

横断的な教職員交流会の開催や、インターネットを利用した教職員相互の情報共有の ための体制を整備します。

指導力不足教職員等に対する研修

教職員の指導力不足等を評価指標に沿って的確に把握し、それに連動した研修プログ ラムの開発・実施を行います。

外部専門家・研究機関との連携

総合教育センターや地域の諸機関、団体をはじめ、外部の専門家や関係機関、NPO などが相互に連携し、学校や教職員を支援する体制を構築します。

(3) 教職員の成長のための研修プログラムの再編

教職員がキャリアに応じてその能力を確実に高めていけるように、総合教育センターで 実施されている多くの研修を、教職員のライフステージに沿った計画的な研修として位置 づけなおします。さらに、研修内容・研修成果の評価を実施し、時代のニーズに即応でき る研修プログラムへの改善を図っていきます。

また、教職員の自己研修を奨励し、指導力の向上を図ります。

具体的な事業

ライフステージに沿った一貫性のある教職員研修プログラムへの再編 重点施策 3 教職員がキャリアに応じてその能力を確実に高めていけるように、総合教育センターで
実施されている多くの研修を、教職員のライフステージに沿った計画的な研修として位置
づけなおします。さらに、研修内容・研修成果の評価を実施し、研修プログラムの改善を
図っていきます。

教職員の自己研修活動の充実

自ら学び向上する教職員を支援するため、インターネットさえあれば、教職員がいつ でもどこでも学べる効率のよい自己研修ができるように E ラーニングシステムの構築を 行います。

また、放課後などの教職員が自己研修を行う場として、総合教育センターの夜間開放な どを行います。

教職員のIT活用研修の充実

児童生徒にとって「わかる授業」「楽しい授業」の充実を図ることを目的として、パソ コン、インターネット、マルチメディアの利用方法を学ぶための教職員のII研修を実施